

平 群 町 議 会
総 務 建 設 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和８年３月９日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	３月９日午前１０時１分宣告		
出 席 委 員	関 順 子 岩 崎 真 滋 山 田 仁 樹	植 田 いずみ 長 良 俊 一 馬 本 隆 夫	
欠 席 委 員	な し		
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	西 脇 洋 貴	
	副 町 長	植 田 充 彦	
	教 育 長	上 田 薫	
	総 務 部 長	山 崎 孔 史	
	住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘	
	事 業 部 長	西 岡 勝 三	
	教 育 部 長	川 西 貴 通	
	政 策 推 進 課 長	浦 井 久 嘉	
	総 務 防 災 課 長	福 井 伸 幸	
	健 康 保 険 課 長	東 川 美 和	
	福 祉 課 長	浅 井 実 千 代	
	こども支援課長	西 岡 直 美	
	観 光 産 業 課 長	竹 吉 一 人	
	都 市 建 設 課 長	松 本 浩 至	
	教育委員会総務課長	酒 井 智 志	
	総 務 防 災 課 参 事	吉 田 尚 起	
	健康保険課参事	西 岡 亨	
	政策推進課主幹	小 川 昌 平	
	総 務 防 災 課 主 幹	大 和 尊 之	
	健康保険課主幹	長谷川 優 子	
	福 祉 課 主 幹	藤 井 純 郎	
	こども支援課主幹	唐 崎 恵 子	
	観 光 産 業 課 主 幹	光 川 浩 行	
	都 市 建 設 課 主 幹	村 上 友 彦	
	学校給食センター所長	川 端 康 嗣	

職務のため出席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 浅 井 利 育 主 高 橋 恭 世
付 託 事 件	議案第 2 号 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関 する条例の制定について 議案第 1 1 号 令和 7 年度平群町一般会計補正予算（第 7 号）について
会 議 録 署 名 委 員 の 氏 名	委員長は、会議録署名委員に次の 2 名を指名した。 岩 崎 真 滋 長 良 俊 一

開 会 （午前 10 時 01 分）

○委員長（関 順子）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は 6 名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆様、改めまして、おはようございます。委員の皆様方には、お忙しい中、総務建設委員会に御出席を頂きありがとうございます。

本日の案件につきましては、本定例会で付託をされました議案第 2 号 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、また議案第 11 号 令和 7 年度平群町一般会計補正予算（第 7 号）についてであります。委員の皆様には審査いただきますようお願い申し上げまして、開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（関 順子）

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○委員長（関 順子）

最初に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員には岩崎委員、長良委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第 2 号 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、議案第 11 号 令和 7 年度平群町一般会計補正予算（第 7 号）についての 2 件であります。

それでは、議案第 2 号 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、説明は省略させていただきます。

これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。岩崎委員。

○委 員（岩崎真滋）

町長の柔軟な職務遂行を萎縮させないようにということで、いいことだなというふうには感じてます。よっぽどのことがない限りということなんですけども、もし問われるとしたら、例えばどのような事例が考えられますでしょうか。ちょっと教えられる範囲で教えてください。

○委員長（関 順子）

総務防災課大和主幹。

○総務防災課主幹（大和尊之）

委員の御質問にお答えいたします。

どういう場合に適用されるのかという御質問でございますけども、本条例が対象としております町に対する損害賠償責任が発生したときとは、町長等が職務上の行為、主に財務会計行為でありますけども、これが法令違反や不適切な判断により、町に損害を与えた場合などに適用されます。

以上です。

○委員長（関 順子）

岩崎委員。

○委員（岩崎真滋）

ありがとうございます。なかなか今の例はちょっと難しいなというふうには感じるんですが、ちょっと勉強しておきます。すみません。

以上です。

○委員長（関 順子）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

議案審議日にもこの件については質問があったと思うんですけども、その中で令和2年に全協のほうで一旦説明があって、その後5年以上たって今回出てきているということがあって、その間にパブコメなんかもやってということなので、5年間という結構ブランク的にはあると思うんですけど、その間、パブコメ以外に5年間たって出した要因というんですかね、こういうことがあって5年後になってしまったとか、そういうものがあるのであれば、ちょっと説明願えますでしょうか。

○委員長（関 順子）

総務防災課大和主幹。

○総務防災課主幹（大和尊之）

委員の御質問にお答えします。

御質問、なぜ今のタイミングなのかというところでございます。一般的には、地方自治法の改正を契機に本条例の制定を上程いたしております。地方自治法の改正につきましては、本条例が住民訴訟等を念頭に置いておりますけども、住民訴訟における首長や職員の損害賠償責任については、首長等に重大な過失がない場合においても、因果関係があれば責任を追及されることになります。これにより首長等が大きな心理的負担を抱き、職務の執行における萎縮や政策

判断に対する過度な消極化が生じるおそれがあります。これを防ぐ観点から損害賠償を限定する制度を設けるということで、本条例の制定を上程いたしております。

本町におきましては、令和２年度におきまして全員協議会等で議論された経緯がございますが、その後、制定には至っていない状態でございます。町長におきましては、今年、町長選挙がございます。職員につきましては、人材確保が困難な昨今の状態でありますので、多方面で優秀な方に町長等の職務に就いてもらうために、法整備の一環としてこのタイミングで上程させていただきました。

以上です。

○委員長（関 順子）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

ありがとうございます。今、町長選挙もあるということで、いろんな方が挑戦しやすい状況をつくるためにということで、それだったらもうちょっと前でもよかったんじゃないかなというふうに、前回でもよかったんじゃないかなというふうに思います。この議案自体にどうこうということはないとは思いますがね、やっぱり法改正があって、その後、制定するに当たっては、あまりね、タイミングを逸しないような対応を今後やっぱり行政としても考えてやっていただきたいなということは一言申し上げておきたいと思います。

○委員長（関 順子）

長良委員。

○委員（長良俊一）

僕は２期目になりましてね、初めて監査委員さんからこの意見書を頂いたりとか、こういうふうな形で条例制定したのは初めてなんで、こうやっていろんな角度から見ていただいて、安心安全をね、導き出すということはすごく大事なことやと思うんですけど、一つだけ疑問なのは、この損害賠償責任の一部免責についてね、町長６、副町長や教育長は４、公平委員さん、農業委員さん、固定資産税の委員さんは２、町職員は１というふうな形で乗じて控除すると書いてあります。この６、４、２、１という、この掛ける割合についての根拠を教えてください。

○委員長（関 順子）

総務防災課大和主幹。

○総務防災課主幹（大和尊之）

委員の質問にお答えさせていただきます。参酌基準におきましては、地方自

治法施行令を参考に取り入れさせていただきました。

以上です。

○委員長（関 順子）

長良委員。

○委員（長良俊一）

平群町の場合は、これから長寿命化の中学校の大きな事業や庁舎などの大きな金額がかかるいろんな大型公共事業が待ったなしにある中でね、やはり町長の名の下で予算執行するに当たって、6、4、2、1のね、この割合が果たして、何ていうかな、安全というたらおかしいですけども、やはり思い切っているという幅で、いろんな形のバージョンを見た結果、この条例に当たって、この4、6、2、1というのは妥当やと、そういうふうに思って理事者側はこの数字を入れたというふうに解釈していいですか。

○委員長（関 順子）

総務防災課大和主幹。

○総務防災課主幹（大和尊之）

委員の質問にお答えいたします。

本町におきまして、政令の参酌基準と異なる額とすべき特殊な事情がないことと、制定している大多数の自治体が政令と同基準であることということで、以上2点につきまして、監査委員の意見等も踏まえて、このような基準にしてみました。

以上です。

○委員長（関 順子）

長良委員。

○委員（長良俊一）

分かりました。公共の大きな事業が億単位ですから、やはり、より安心安全で、やはりいろんな形で遂行していくに当たってね、やはりいろんなことを考えてやるということだけ一つお願いしまして、僕の質問はこれで結構です。ありがとうございました。

○委員長（関 順子）

ほかに質疑ございませんでしょうか。山田委員。

○委員（山田仁樹）

着席でもよろしい。

○委員長（関 順子）

どうぞ。

○委員（山田仁樹）

今、長良委員も質問あったんですけど、損害賠償の政令で決まってるんだということで、そのことに対しては特に問題もないと思いますし、植田委員がおっしゃってた、なぜ今これ出すんだというのは、初日にも説明ありましたが、郡内ではもう既に条例化されてるということですね、むしろ遅い状態であったのではないかと。今出すことも全然特に問題だとは思わないんですけど、この政令で決まった分については、それで提案されてるんですから問題ないんですけど、逆に、例えば、少し低い自治体もあるというふうに聞いているんですけど、その理由としては、その自治体で決められることですから計り知れないですけど、例えば低いところであればどれぐらいの基準になってるんですか。

○委員長（関 順子）

総務防災課大和主幹。

○総務防災課主幹（大和尊之）

ただいまの御質問、低いところ、どういう基準かということでございますけども、近隣におきましては、香芝市が市長が乗数2となっております。

以上です。

○委員長（関 順子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

ありがとうございます。

次に、第2条の中です、善意でかつ重大な過失というふうになっているんですけど、善意でかつ重大な過失というのはどういうものを指すんでしょうね。

重大な過失がないというのは、どの程度が重大となるんでしょう。

○委員長（関 順子）

総務防災課大和主幹。

○総務防災課主幹（大和尊之）

重大な過失とはどういう状態かということでございますけども、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を言います。通常の注意義務違反を超えた甚だしい懈怠を指しております。

以上です。

○委員長（関 順子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

注意義務を怠ったとか、うっかりしてしまったという理解でいいのかなと思うんですけど、それにしても、その基準もいろいろあると思うんですけど、それにしても6年というのはちょっときついなというふうに思うんですが、

例えば、こういう賠償の決定というのは、通常の流れでいくと監査請求がされて、それから住民訴訟に発展して裁判所で決定されたもの、それ以外で何か起こり得る場合があるんですか。

○委員長（関 順子）

総務防災課大和主幹。

○総務防災課主幹（大和尊之）

住民訴訟以外でこの条例が適用される場合という質問でございます。

住民監査請求を経て、住民訴訟が行われて、最終賠償責任が命じられるんですけども、住民監査請求の段階で、町長へ必要な措置を講ずるよう勧告された場合は、町長が措置を講ずることができます。その措置といいますのが損害賠償の請求でございます。住民監査請求の段階で損害賠償を支払うという段階においては住民訴訟が適用されないの、この住民訴訟じゃない場合の、具体例で言いますと、そういった具体例になります。

以上です。

○委員長（関 順子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

ありがとうございます。たしか、最近では奈良市さんで、たしか市長の土地の買収の問題であったかなと思うんです。そういう事案も起きたと思うんですが、先ほど話のありましたうっかりミスというか、故意でなしによかれと思ってやったことが結果的には間違っただということも起こり得るんですけども、その救済というか、救済という言葉も適当じゃないんか分からないですけど、確認なんですけど、地方自治法の第96条で、免責事項で、議会が議決すれば、たとえ裁判で支払い命令が出ても、金額はその都度、いろいろと免責の金額はいろいろゼロから100までいろいろあると思うんですけども、100の免責はないんですけど、そういうことによって減免というか、することができるというふうになんて聞いたんですけど、それはそれで間違いないんですか。

○委員長（関 順子）

総務防災課大和主幹。

○総務防災課主幹（大和尊之）

委員の質問にお答えします。

地方自治法第96条第1項第10号の債権放棄の議決につきましては、この条例ができたとしても排斥するものではございませんので、可能でございます。

以上です。

○委員長（関 順子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

ありがとうございます。

以上です。

○委員長（関 順子）

ほかに質疑。馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

ちょっと素朴な質問させてね。町長、副町長、教育長は分かんねけど、教育委員さん来るの、まず定例の報酬かいな、ちょっと教えてや。それと、農業委員さんは定例の報酬ってあるわな、公平委員さんというのは定例か、報酬は。ちょっとそれ教えて。

それと、固定資産評価委員さん、これについても定額な報酬ですかって、毎月毎月お支払いしてますかって、農業委員、前行ってたから、毎月毎月やけど、そこら辺どやねん。というのはな、町長やったら年収何ぼってあるやん、要するに給料や。副町長も給料やな、教育長ももちろんそうなるわな。けれども、農業委員さんだって1万何ぼやろう。毎月あんのやろう、そうやろう。ほんだら、ここで今言ってるね、公平委員さんな、それから固定資産評価委員さん、それに教育委員さん、教育委員さんもこれに入ってんねやろう。こんなんやったら1回出てんのは報酬か、それとも、そこら辺はどうなんのかな。というのは、それ2倍とか4倍とか、それは別としてな、それでいくのかということ言うてんねん。そこら辺どうですか。これ、持ってきてないんやね。それは例規集ないか。要するに、1回出て何ぼというあるやん、報酬。教育委員さんは定額やと、僕見てないけども定額ですか。毎月、毎月、会議なくても出てんねんな。ほたら、ここ皆出てはる人は会議なくても定額で皆お支払いされる立場の人ですかと、こう聞いてんねや。いや、それやったらそれでええねんで。そこら辺、どうですか。町長知ってはる。副町長、どうですか。皆毎月、毎月、会議なくても。

○委員長（関 順子）

町長。

○町 長

月額給で払っております。

○委員（馬本隆夫）

全額。

○町 長

そうです。

○委 員（馬本隆夫）

そこで、月額給でも報酬、そんなにもろてはらへんわな。例えばな。それやったら、僕も監査委員させてもうたけど、議員のな。まあ1万何ぼやわな。年間それだって十五、六万円、そんなもんやな、七、八万円までやな、1万5,000円にしたって18万円やで。そういうことやろ。これ確認やで、それに対する、こっちは監査委員は4と書いてるけども、こっちやったら2、固定資産税評価委員さんとか農業委員さんとかそういう方は、公平委員さんは2倍ということやな。年収の2倍をお支払いしなさいということ、そういう認識でええの。

○委員長（関 順子）

総務防災課大和主幹。

○総務防災課主幹（大和尊之）

そういう認識で合っております。

以上です。

○委員長（関 順子）

馬本委員。

○委 員（馬本隆夫）

これは義務ちゃうやろ。まずそれ確認したい。任意やろう。町職員も任意。町長も皆任意か、これ。そこら辺だけ、義務ではないねやろうということをまず、加入せねばならないという義務ではないのか、それとも任意なのか、そこら辺、原点に戻ってお話しさせてもらうけど、どうですか。

○委員長（関 順子）

総務防災課長。

○総務防災課長

お答えします。

委員御質問の任意という部分ですが、保険に加入することについての御質問という理解で答えさせていただきます。保健加入については任意でございます。

○委員長（関 順子）

馬本委員。

○委 員（馬本隆夫）

そら町長とかね、執行権の一番ね、副町長とかそういう立場上の人は皆、任意でもあっても強制的に大体入ってはるわな。それはそれでええと思うねけど、今度これが制定された場合、今でも職員さんも入ってはる保険もあると思うねけど、そこら辺はどういうふうにしようと思ってるん、強制はできへんねけど、金銭的にもそのぐらい、高くないんかどうか僕わからないけども、そこら辺は

担当課長としてな、皆お知らせしやないかんと思うねけど、合議の関係あるわな。それと、起案、つくった方の一職員の起案もあるわな、そういうことも絡んでくるさかいな、金額が安かったら、年間の金額ですよ、保険の金が安ければ、そこら辺、そういうふうに指導したってくれたほうがな、逆にやで、いろんな政策についても委縮もせえへんし、一生懸命な、起案もしてもらえるもんやったら、僕はそういうね、御期待をしてるわけで、期待を。そこら辺の関係は、ちょっと職員にね、あなたの給料やったらこんだけの保険年間要りますよとか、そういう一つの例やな。あとは入る、入らんは任意やけど、そこら辺はどういうふうに指導していこうと思ってんの。

○委員長（関 順子）

総務防災課長。

○総務防災課長

お答えします。

保険の話でございます。職員等、先ほど委員の御提案の萎縮防止とか、決裁権限に伴ってのせめて管理権限、管理職については保険に入っておるようになれば、結果的にそのことが町の損害と、また職員の萎縮防止につながるのではないかという御質問でございます。

本条例、通りまして、保険につきましてはあくまでも任意保険で、職員個人の判断で委ねたいと思っておりますけれども、その部分については、この法趣旨に伴います萎縮防止の観点という部分もありますので、現時点でも保険の内容については広く職員に周知しておりますので、今回この条例もできたこともありますので、また保険加入について周知徹底に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（関 順子）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

そないしたって、やっぱりね、職員にな、いろんな政策をつくってもらわないかんし、一生懸命頑張ってもらわないかんしね、やっぱり一職員であってもな、平群の住民のために、こうやって公僕の形でね、お勤めしていただいてるんやからね。

それでね、ちょっと一つだけ教えてな。例えば、例えばですよ。入られてすぐ、どのぐらいの年収あるんか知らんけど、500万円までやったらね、この保険1年分でな、どのぐらいの負担しやんなあかんの。

○委員長（関 順子）

総務防災課長。

○総務防災課長

ちょっと保険の種類などで全て網羅をできているものではないとお断りの上で、現在、町のほうで職員向けにこういう保険の紹介しておる部分で、一番低い3,000万円というものがございます。年額で2,880円の金額になっています。

以上です。

○委員（馬本隆夫）

結構です。

○委員長（関 順子）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

「なし」の声あり

○委員長（関 順子）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論を行います。これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○委員長（関 順子）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（関 順子）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○委員長（関 順子）

続きまして、議案第11号 令和7年度平群町一般会計補正予算（第7号）

についてを議題といたします。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、説明は省略させていただきます。

これより議案第11号に対する質疑に入ります。岩崎委員。

○委員長（関 順子）

岩崎委員。

○委員（岩崎真滋）

9ページの防災諸費の需用費の消耗品費の中身と、備品購入費の機械器具購入費の中身を教えてください。

○委員長（関 順子）

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事

防災備蓄品ということで、まず中身なのですが、まず大きな点で言いますと、防災シャワー967万5,000円、こちらにつきましては、災害時の断水において避難者の生活環境の衛生を保って、感染予防、そして皮膚疾患の防止、その他精神的なストレスの緩和に不可欠な設備と考えます。

今回計画しています防災シャワー、循環型でのシャワーとなります。長期避難生活においての入浴生活の改善にもつながります。そして実際の機能としましては、100リットルの水で100人分の入浴が可能となります。特徴としましては、水処理自律制御技術で98%の水をリサイクルしまして、そうすることにより公衆浴場の水質基準に満たします。また、複数のフィルターに応じてウイルスを除去して、安全できれいな水でシャワーを提供できるという機能となっております。そして、実際に能登半島地震ですね、このときに穴水町の避難所でも活用されました。

そのほかにポータブル電源、こちらにつきましては、避難所において携帯電話、スマートフォン、こちらにつきましてはキャッシュレス化、そして、家族、友人等の連絡、安否確認等の機能によって、あらゆる用途で携帯電話、スマートフォンを使用します。こういったことで、充電コーナーを避難所に設置したいと考えております。このポータブル電源の充電につきましては、ソーラーパネル200ワット4枚を擁しまして、日照の角度、そして状況によりますが、4時間から5時間でフル充電をさせていただいて、スマートフォン200回程度の充電が可能となります。

そのほかなのですが、消耗品ですね、テント式のパーティション、そして簡易ベッド、こちらのほう、避難所生活での用意を考えております。

以上です。

○委員長（関 順子）

岩崎委員。

○委員（岩崎真滋）

ありがとうございます。ますます防災の備えが備わってきたんだというふうに思います。

ちょっと新聞に載ってたんですけど、トラックの上にトイレを乗せて、移動式のトイレがあるということで、そういうのもまた考えていただけたらなというふうに思います。これ、要望です。

以上です。

○委員長（関 順子）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

今、岩崎委員からもありました、避難所の環境整備ということで今回組まれて、今ちょっといろいろ説明あったんですけども、これ、今回、シャワーの分が1台購入されるということで、ごめん、980万円かな、ですね。これ、今後ね、避難が長期化するという場合も大きな地震の場合は出てくるとは思うんですけども、今後の計画として、やっぱりそれぞれの避難所に一定やっぱりちょっと準備はしていくべきなのかなと思うんですけども、今後このような環境整備に関わる資材等の計画というのは、平群町としてはどのように考えておるのか。それぞれをやっぱり少なくとも指定避難所には置いていかなあかんのかなとも思うんですけど、そこら辺どのように考えておられますか。

○委員長（関 順子）

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事

避難所生活の計画なんですけども、今回、内閣府による地域未来の交付金を活用して、避難所整備ということで、今回、防災シャワーを計画して購入させてもらいます。今後、このような補助金も活用して、避難所10か所町内にございます。そういったもので、避難所、補助金を活用して充実のほうをさせていきたいなと考えております。

以上です。

○委員長（関 順子）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

ありがとうございます。ある程度やっぱり計画性を持って進めていただきたい。確かに、今回、補助金があるので、それを利用するのはそうなんですけれ

ども、南海トラフのこともいろいろ言われてますし、そういう部分ではきちんと、何か起こったときにはそれぞれの避難所がある程度、そこで被災者の生活、あるいは健康面でカバーできる状態はつくっていただきたいなというふうに思います。

続いてよろしいですかね。生活応援クーポンの件で少しお聞きをします。議案審議日にも質問があったと思うんですけども、今回のクーポンというのは、詳しい中身ね、もう少し。今まで小売店舗用のクーポンというのも作ってきたと思うんですが、今回もそういう形になるのかどうか。そこら辺も含めて説明を求めたいと思います。

○委員長（関 順子）

観光産業課光川主幹。

○観光産業課主幹（光川浩行）

生活応援クーポンについての御質問でございます。

まず、事業全体のことでございますが、今回、住民さん1万8,050人に対して1万円のクーポン券を配布いたします。総額で1億8,050万円を予定しております。事務費のほうで当初1,000万円を予定しておりました、これがちょっと今回補正でお願いしてる438万3,983円、ちょっと委託料が増えてしましまして、合計1,438万4,000円で、合計1億9,438万4,000円の事業費となります。配布時期は2月1日時点での住民登録された住民の方に配布することになりまして、配送業者のほうでクロネコヤマトにて3月7日から31日の間配布されます。4月1日から使用していただくことになっております。

前回の生活応援クーポンのほうは、コロナ等で冷え込んだ経済対策に対しての対策として、各店舗を応援する形で配布させていただきました。今回は物価高騰に伴う消費者応援として配布させていただきますので、町内において大型店舗16店舗、その他、町内の小規模の店舗が52店舗の合計68店舗に対して生活応援クーポンが利用できる事業となっております。

説明は以上となります。

○委員長（関 順子）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

お聞きしたかったのは、今回、言うたら生活応援なんやけども、町内で小規模店舗なんかも住民さんであるのは間違いないよね。前やったら小規模店舗用のクーポンと、それから、どこでも使える大型店舗のクーポンって2種類に分かれてたんやけど、今回はどうなるのかというところを聞きたいんです。

それと、ごめん、もう一つ、前のときどうやったか私も忘れちゃってんけども、それ、お釣りというのは出るようになってたっけ。ちょっとそこら辺も含めて、再度御答弁いただきたい。

○委員長（関 順子）

観光産業課光川主幹。

○観光産業課主幹（光川浩行）

御質問にお答えさせていただきます。

今回は、消費者を応援するという形が強いために、大型店舗でも小規模店舗でも利用できるという形で1枚のクーポン券として利用していただける形となっております。したがって、店舗によっての商品券の種別になる形にはなっていません。

お釣りのほうなんですけども、今回のクーポン券ではお釣りは出ないということになっておりますので、利用される金額以上でのクーポン券は払うことはできないことになっております。

以上です。

○委員長（関 順子）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

分かりました。ただね、やはり小売店舗の方も平群町の言うたら住民さんであるわけやから、多分ね、これ、クーポン出たら、大型店舗で使われるのが圧倒的に多いんじゃないかなというふうな思いもあって、地域の事業者を応援するということも、それはもう生活もされてる部分なのでね、そこら辺はちょっと配慮を頂きたかったなというふうに思います。今後、やっぱりそうであっても、住民でもある、そういう事業者の方についてはね、配慮した対応をね、お願いしたいなというふうに思います。

あともう1点、ごめんなさい。もう1点というか、10ページのところの健康増進事業費のところ、検査検診委託料、利用者の利用件数が増えたということ、これ、どういう、ごめんなさい、健診に対して増えてるのかと、その傾向についてどのように考えているのか。何かこれまでの状況と変わった状況があってこうなってきたのかどうか、担当課のほうの見解をお聞きしたいと思います。

○委員長（関 順子）

健康保険課長谷川主幹。

○健康保険課主幹（長谷川優子）

質問にお答えいたします。

健康診査のほうですけども、今回補正を組ませていただいたのが、当初、集団のほうで180名、個別で1,400名で1,580名想定しておりました。あと、今回、1月末現在ですけども、集団のほうで203名受けられてて、個別のほうで1,221名受けられてます。見込みとして、集団のほうはもう終わってますので、203名受けられてまして、あと個別のほうで後期の健康診査になるんですけど、やっぱり高齢化も進んでますので、実際に受けられる見込みよりもちょっと増加しております、増えております。

健診自体は、予算は例年どおり4割ぐらいで取ってるんですけど、40%受診率。ですけど、一応目標としては60%を望んでおりますので、健診の受診者の方はまだちょっと40%ぐらいなんですけど、ただ、奈良県としては27%で、平群町は令和6年度の実績で40.9%になってますから、受診率としては町村では1位となっておりますので、取りあえず引き続き健康診査受診率を高めたいようにしていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（関 順子）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

特定健診ということでいいんですね。

○委員長（関 順子）

健康保険課長谷川主幹。

○健康保険課主幹（長谷川優子）

今回は健康診査のほうで75歳以上の健診のほうで上げさせてもらってます。

○委員長（関 順子）

よろしいですか。長良委員。

○委員（長良俊一）

先ほどの議案第2号でしたら少数精鋭でしたけども、今、こうやって付託、令和7年度補正（第7号）になるとこんだけの理事者が座っていただく。こんだけ金額入ってね、やってるから、こんだけの理事者が座っていただいとると思うんです。総務部長に教えてほしいんですけどね、僕もこうやって9月、12月とやって、もうこのままいったら令和7年度100億円超えるんじゃないかと言うたら、やっぱり補正組んで100億円超えました。積立て3億円して、取崩し、今回3億6,245万2,000円と。積んだやつ全部出したと。いろんな補助の分がついたから、これまた、この7号補正できたと思うんですけどね。これから大きな大型事業を控えるに当たって、100%国や県が保障してくれるわけじゃなしに、どうしてもやっぱり予算を組んで、これもついてき

た、これもこういう事業ある、これもこういう事業ある。ほんなしようしようしようしようと思って、それぞれ理事者側全部ついてやってくれてると思う。結果的に3億6,000万円の取崩しになってしまったと思うんですが、そういったところを総括的にどういうふうに考えてるんか教えてください。

○委員長（関 順子）

総務部長。

○総務部長

全体的なお話ということなんですけれども、補正予算というのは、あくまでも町行政の部分なんですけど、ただ、先ほどおっしゃったとおり、今回の部分でも国の制度、国の制度改革に依拠しても、その補正予算というのは伴ってきます。今回のほうでもそういった事業があるかなと思います。そしてまた、取崩し、積立てというような部分なんですけれども、積立てというのは、今回もそうですけど、財政調整基金というのは、何かあればということじゃなくて、大体収支を図るために、ただ、当初予算でも今回、このときは1億7,000万円取崩しを行って事業を、この予算をスタートさせてるような状況なんですけれども、取崩しにつきましては、今回、取崩しにつきましては、そちらも今回は積立てとはなりましたけれども、前回とかそういった事業がなかった場合に収支を合わすために取り崩しているといった部分でございます。だから、町としましては、あくまでもその事業実施という部分を庁内で精査しながらですね、この当初の予算以降にあった事業と、そしてまた国の事業に依拠した形というか、選挙もそうですけれども、そういった形で、何といいますか、町の事業だけでなく、国の制度に依拠しても対応していかないといけないといった部分がございますので、そういった形で100億円というふうな形になりましたけれども、今後、まちづくりというのは、そのときそのときに依拠して予算を組んでいかないといけないのかなというふうには考えておりますので、100億円になったから駄目だとか、また、取崩しが3億6,000万円になったからどうかというんじゃないくて、全体的な考え方といたしまして、町財政運営していく中でこのような状況になったという、ごめんなさい、結果になったというようなことなんですけれども、以上でございます。

○委員長（関 順子）

長良委員。

○委員（長良俊一）

おっしゃってること、よく分かります。僕ね、なぜそんなことを部長に問うたかというね、1期目でしたっけ、12月に財政調整基金ほとんどなくなった経験があったから言うんです。入ってきたもんをね、余裕持ってたなら、これ

したらええ、あれしたらええって、してあげるのはやっぱり町民の喜びやからいいと思う。また、それぞれの原課でそれぞれの、こんなあるからしてやってほしいと若い職員が言うてきたら、応えてやるのもやっぱり上司の務めやと思う。すごくいいこと、いい循環でね、まちづくりをもっともっと温かい形でしてやってほしいと思うんです。

ただ、なぜ、くぎを刺すような言い方して申し訳ないですけどね、今回、二、三週間ほど前やったかな、うちの家にごみ袋届きました。すごくうれしかった。こうやって、町、真面目に真摯にやってくれてるんだなど。でも、片方でスマホにね、交換、ちょっと容量超えたから待ってほしいと。これはね、やっぱり町民の方々、使い勝手をね、いろんな意味で自分たちの生活スタイルに合わせて交換に来てくれたんだと思う。僕は何を言いたいかというと、この数字の中でね、必要じゃないとかそういう意味じゃないけれども、よくよく深掘りをして、お金を、財政を組んでやってほしいんだと。それを僕は訴えたくて、こうやってこの3月議会は付託を帯びて、この議案第11号はこうやって総務建設委員会にかけていただいて、ゆっくりしゃべれる機会ができたなど。普通の今までの議会でしたら、その日のうちに即決案件ですーっとなって行ってしまうけれども、これ1個1個を聞いても、やっぱりこの議場でね、皆さん丁寧に答えてくれて、真摯にやってるんだというのを町民の方に分かってもらえてよかったなどと思う。反面ね、これ、裏にこれがあるんやということだけ教えてくれて、発信できるようにと思って部長に聞きました。

それぞれ、多め、少なめというような形で、給食でもそうね。今年はこれでこうやって補正組んでやれた。次、令和8年度は5,000円以上の形で組んでやるから、もうこの補正のところには多分出てくことはないと思うけれども、そういった形のものをね、やっぱ補正でちゃんと見せてもらって、やっていけるようにだけしてやってほしい、そういう思いからこうやって部長に聞きました。

次、令和8年度がもうちょっとしたら始まりますけども、6月、9月、12月と補正どんどん来る中でね、やっぱりこの財政調整基金取崩しいえども、次、大型事業残ってるんやから、待ってるんやから、それも考えてやってほしいという、そういう思いで今回質問させていただきました。それぞれ各部分についてはね、必要やと思いますから、やってやってほしいけど、総額を見て、これからも真摯にやってやってください。どうぞよろしくお願いします。私はこれで結構です。

○委員長（関 順子）

ほかにございませんか。山田委員。

○委員（山田仁樹）

財政調整基金はやりたいことを、したいことをするから崩していくんじゃないくて、しなければならないこと等もあって崩していかざるを得ない。将来も学校の改修や庁舎の建設で崩さなければならなくなっていくというのも将来見えてるんだというふうに僕は思うんですけど、そこでね、今回、普通交付税の増額といって、追加交付に伴うということになってるんです。これはどういう流れで交付税を頂けたというのか、目的というのか、ちょっと説明いただけますか。

○委員長（関 順子）

政策推進課小川主幹。

○政策推進課主幹（小川昌平）

普通交付税の今回の交付の流れというところでの御質問です。

まず普通交付税ですけれども、12月ですね、国のほうの補正予算が通りました、そこで国のほうの税収入、また税外収入ですね、こちらのほうが大幅に伸びたというところで、総額約4兆円ほど収入が伸びております。また、それに伴いまして、国全体ですけれども、1兆5,000億円という形で追加の交付がなされておるところでございます。また、そのうちの、今回平群町でしたら、約1億5,000万円という形で下りてきたというところでございます。その内容でございますけれども、今回、主にその内容の項目といたしましては、臨時経済対策費、そして、今回、積立てということになりますけれども、将来の臨時財政対策債の償還金の積立金に充てる費用というところで追加交付という形になっております。流れとしては以上になります。

○委員長（関 順子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

臨財債に充当するということで、そういうことでも交付税を頂いたと。いろいろと予算措置をした中で、8,800万円を基金に積み立てたという流れだと思えます。

それはそれで結構なんですけど、次にですね、聞きたいのが、先ほども質問ありました、避難所の防災諸費の機械器具購入費の中でね、簡易ベッドとパーティションのお話もあったんですけど、まずこれ、数量的にどれぐらいですか。

○委員長（関 順子）

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事

数量なんですけど、簡易ベッドのほうは60、そして、テント式のパーティシ

ョンを30購入予定です。値段ですか。すみません。パーティション30で79万2,000円、そして簡易ベッド60基で79万2,000円となっております。

以上です。

○委員長（関 順子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

ベッドが60でパーティションが30、それぞれで79万円。私の個人的感想ですけどね、防災シャワー、950万円ほど要ということなんです。水も循環、水道も止まるかも分からないけど、循環して使えるから100人ぐらいが使えるんだと。非常にいいとは思いますが、必要ですかと、必ずしも。というのは、ベッドやパーティションのほうが必要じゃないのかなと思うんですね。限られた財源の中で買うとしたらですよ。あればいいですよ、防災シャワーも。でも、お風呂の場合はいろいろ皆さん大変だと思うけど、避難生活を送られたときには、お風呂とか銭湯とかお水が開放されたり、自衛隊がやってきてお風呂の設置されたりしていただける、シャワー使える人はいいけど、申し訳ないけど、やっぱりたった100人なわけですよ。平群町、未曾有の大災害に襲われたときに100人ぐらいではもうこなせない、毎日100人で、それでも10日で1,000人になるんですけど。それよりも、備蓄するスペースも必要ですけど、ベッドやパーティションのほうが備える必要があるのではないかなと思うんです。

これが補助金の関係で防災シャワーを指定されてたらもちろん別ですけど、それ以外であれば、1基だけではどうしようもないので、例えばこれ、毎年買っていくんだという理由づけであればそれも必要だと思うんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○委員長（関 順子）

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事

今、防災シャワーのお話がありまして、私自身、能登半島地震のほうに建物調査ということで行かさせていただきました。そのときに、穴水町の中学校の避難所を視察行ったときに、ちょうどこの同等の防災シャワーございました。避難者の方に話を聞くと、こういったシャワーがあれば、毎日ではないんですけども、2日に1回、3日に1回、皆さんで交代で入って、衛生管理ができて、心のリフレッシュができるという話も実際聞いております。そういった部分で、今回1基だけ、平群町購入ということで上げさせていただいてるんですけども、

今後、こういった補助金が活用する機会があれば、避難所10か所ございますので、そういった部分で、平群町も備えていきたいなと考えております。

以上です。

○委員長（関 順子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

いやいや、そうじゃなしに、参事は被災地に飛んで行って、いろいろとボランティアで応援されたということで、それはそれで感謝もし、敬意も表するんですけど、シャワーがあったらいいですよ。そりゃ、あるにこしたことはない。でも、シャワー使える人はいいですよ、ベッド使える人はいいけど、ベッドもシャワーも使えない人が当然たくさん出てくるわけじゃないですか。60個とかであれば。今、もうそれ以上に備蓄としてあるのかも分からないけど。九百何万円もすれば相当なベッド数が買えるわけですよ。だから、補助金の中でシャワーを購入というふうに指定があるのかが一つ。それであればね、補助金を頼るわけじゃなしに、町費でもですね、毎年なり2年に1回ずつ、これから買っていくんだというのであれば分かるんですよ。一つでは、それは数少ない人は喜ばれるけども、もっと多くの人がベッドがなくて困るという状態が出てくるわけでしょう。だから、そのことを言ってるんですよ。シャワーはあればいいと思いますよ。反対なわけではないですけど、それよりも必要なものを、ベッドのほうが必要ではないですかということなんですけど、どう思われますか。

○委員長（関 順子）

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事

まず、防災シャワーの指定なんですけども、指定等はありません。そして、あと話ありました、それよりもパーティションとか簡易ベッドをそろえるということなんですけど、委員おっしゃるとおり、そちらのほうが、今回購入する数と前回購入した数では全然追いつきません。そういったことを踏まえまして、次年度から、災害備蓄を備えるときに、必要である数量を精査して購入していきたいなと思います。

以上です。

○委員長（関 順子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

いろいろと考えていただいて、何が必要なのかというのは、それはそのとき

そのときのいろんな経験も含めての判断も出てくると思うんですけど、今後もね、継続的に、計画的に、今は無計画ではないんですけど、長期的な計画を持ってですね、防災も、備品もですね、購入してそろえていく必要があるのではないかなということだけは申し上げておきます。

それからですね、クーポン券なんですけど、今回も1,000円券6枚、500円券8枚、500円券を設定していただいたことについては、まず本当に感謝を申し上げます。高齢者の独居の方なんかは、例えば、小さな例ですけど、パンを買いに行くといっても、1,000円券では1,000円も買えない。500円ではちょっと多いけど、買おうかなというぐらいになるんで、やっぱりそういうことも考えていただいてね、小売店の小さな店舗、パン屋さんでは1,000円なかなか、家族が多ければ使えますけど、使えないんで、今後もそういうことを考えながらですね、対応していただきたいと思うんですが。

ここで人件費の高騰等により、クーポン券の配布事業、400万円ほど追加されてますけど、打診しなかったんですか、苦言言いますけど。どれぐらいになってますかとかいう、一番初めに見積りを取るとかいうことの打診はしなかったんですか。だからこういう結果に、前回と多分同じでいけるだろうということでしたと思うんですけど、物価高騰、物価高騰といって、人件費がもちろん上がってきてるわけですから、それは本来はするべきであったのかなと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（関 順子）

観光産業課光川主幹。

○観光産業課主幹（光川浩行）

クーポン券の増額に関しての御質問かと思います。今回のほうの人件費高騰なんですけども、もちろん物価高騰と人件費の高騰によっての価格の増額になってしまったのもあるんですけども、実施期間の延長が前回2.5か月から5か月になった、また、ほかには発行する人数がですね、住民さんに発行するのが前回1万9,000人が1万8,000人に減ってる。そういったことを加味しながらも、ちょっとこちらのほうで価格を設定をさせていただいたと。その中で、ちょっと今回この期間の増とか、期間が増えることに関するところに関しては、当初、もともと想定されたことではあるので、ちょっとこちらのほうの当初の計画のほう甘かったとは言わざるを得ないんですけども、ちょっと見積りのほうを取る時間のほうも少し短かったということで、十分な精査が行えなかったということでございます。

以上です。

○委員長（関 順子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

言いませんけど、使用期間が延びたところで委託料が変わるわけじゃないと思うんですけど、クーポン券の製作に対する委託料でしょう。期間が延びたとか、住民の数が1万9,000人から減ったんであれば余計に下がるから、それを見越して下げ過ぎたということなのかも分かりませんが、ちょっと今では理由にはならないなと思うんですけど、そのことはいいんですけどね。

これ、増額になってますけど、例えば1万8,050人の方に行き渡らないこともあると思うんですよね、全員にね。1万8,050人全ての方に渡ればいいんですけど、いろんな事情、理由で渡らない場合、それは通常でいくとクーポン券としては、その分は返却しなければならないんですけど、この委託料等含めての返却、町費も投入してますんで、町費の投入した分以上にお金が、クーポン券が余ってくると返却しなければならないけど、町費以下であれば返却しないでいいんですかね、補助金の。

○委員長（関 順子）

観光産業課光川主幹。

○観光産業課主幹（光川浩行）

使用されたクーポン券のほうは、利用された実際の額にて精算されますので、余った分に関しましては、そのかかった費用分だけがかかった事業費という形になります。

以上です。

○委員長（関 順子）

政策推進課長。

○政策推進課長

臨時交付金のことの御質問かと思います。

今、委員おっしゃっていただいたように、全体で若干の一般財源のほうはつけた形の事業実施になってます。還元率が、いわゆる当初の見込みより下がったとしても、先ほど委員おっしゃったように、一般財源の範囲内であれば、交付金は返さなくても、ほか、町の事業にも充当してる部分もありますので、最後精算して、一般財源を超えなければ交付金は返さなくてもいいということでございます。

以上です。

○委員長（関 順子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

ありがとうございました。分かりました。結構です。

○委員長（関 順子）

ほかにございませんでしょうか。馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

今、備蓄のことでね、みんないろいろ出てんねんけど、僕いつも言うように、ちょっと一つのヒントやで、ヒントな。僕いつも言うてるやん。平群町のな、今の地理的に、商業地域のな、いろんなもん把握されて、いろんなとこ協定組んではるわな。例えばホームセンター、お名前は言えないけどホームセンターあるわな。そこでやで、よう聞いてや。避難する、そういうときに必ず必要な、例えばブルーシートとかいろいろあるわな。それな、ちょっとな、ごめんやけど、そこへ行ってね、発電機とかいろいろ置いてるからな、そういうもん向こうの店長とお話しされて、平群町の備蓄倉庫というような認識で一遍チェックしてきはったらどう。言うてること分かる。

それと食料品もそう。食料品もね、要するに賞味期限であるわけやな。それ、賞味期限であんねやけど、協定してるところについてはな、いろんなことをちょっとチェックしてきはったらどう。僕はそっちのほうで町税をね、使わずしてね、備蓄できるんちゃうかということをお願いのやで。それがね、住民にとってはね、要するに、新鮮でな、いざと言うたら何でもそこで対応できる。住民にも配布できる。例えば、今、パーティション、山田委員がおっしゃったように、ベッドもひよっとしたらあるかも分かれへんし、そこら辺皆チェックしてくるべきちゃうか。そこら辺どやの。会社の、その向こうの支店長にね、お話しされてね、ちょっと担当の主幹、ちょっと行かれて、わざわざ町単で買う必要は僕はないと思うよ。

例えば備蓄倉庫のどこへ置いとってても、10か所あるとこの避難所へ置いといても、そこのホームセンターで置いてても一緒やん。俺はそう思うで。食料品もそうやで。そこら辺もう1回ね、洗い直しされてね、町税の使い方をちょっときちっと把握されたほうがええんちゃう。そこら辺はどうやの。協定は組んでるで。けれども、ほんまにこれが必要やと、いざといったとき、例えば、赤ん坊やったら粉ミルクとかいろんなミルク置いてると思うし、おむつも置いてると思うし、協定してるとこのお店へ行ってね、そこを平群町の避難するときにおける備蓄倉庫やというようなニュアンスを持って、一遍調査されたらどうやの。その点どう。僕の案やで、これ。

○委員長（関 順子）

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事

ただいまの御指摘なんですけども、確かに商業施設と防災協定結んでおります。ただ、それは協定書で、言うたら机上での確認だけの話なんで、御指摘のとおり、お店のほうに出向きまして、支店長とお話をさせていただいて、現在、こういった備蓄をしてるかというのも我々把握して、状況を踏まえて把握していきたいなと思います。

○委員長（関 順子）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

例えばね、食料品関係は南から北まであるわけや。その中で、ここの南のね、協定してる、例えばそういう食料品のね、スーパーとかいうのは、この人らのその地域のね、範囲で供給していこうと。そういうふうに分けはったらどうやの。協定してることも。こういうのが大事やで。それも大きいホームセンター、一つしかないけどな。それは今言うてる子どものそういうおむつとかな、薬を売ってるとこもあったらね、そういうのを分けていかはったらどうや。全部協定結んでるとこだけ、もう1回ちょっと行かはって、今、参事行くというて言うてくれはったんやから、地元の役場の備蓄倉庫やという認識で再度ひとつちょっとお願いしますわな。それをチェックしてね、それで結構でっせ。

○委員長（関 順子）

ほかにございませんでしょうか。

「なし」の声あり

○委員長（関 順子）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（関 順子）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決を行います。本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（関 順子）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

総務建設委員の皆様には、本当に慎重審査いただきありがとうございました。

本会議におきましても可決いただきますようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○委員長（関 順子）

慎重審査いただきまして、ありがとうございました。

本日の総務建設委員会はこれをもって閉会いたします。

（ブー）

閉 会 （午前 1 1 時 1 0 分）